

## 〈巻頭言〉

# がん対策の新たな展開 —がん対策基本法に基づく総合的・計画的な推進に向けて—

吉見逸郎

国立保健医療科学院研究情報センター  
たばこ政策情報室長

2006年6月制定、2007年4月施行の「がん対策基本法」。同法に基づき、2007年6月に国の「がん対策推進基本計画」が閣議決定され、本年度から実施されている。さらに国の計画に基づき「都道府県がん対策推進計画」が策定されている。このように、国と都道府県による総合的かつ計画的ながん対策の推進の枠組みが整備され、動き始めた。

そもそもがんについては、明治の山極・市川による世界初の人為的発癌、1960年代からの平山による計画調査から報告された受動喫煙と肺がんの関連を始め、日本においても世界に先んじ、かつ誇るべき研究をはじめとして、数多くのがん研究があることから示されるように、がん対策のうち、基礎・医学研究的側面の歴史は古い。

2004年からの第3次対がん総合戦略において言及された、国民・患者の視点、社会的基盤の整備を含めて総合的な研究の推進という、今日的視座を取り入れた研究事業の拡大にとどまらず、国民・患者の声の大きな後押しを受け、さらに政治の場をも巻き込んで、ここ数年急ピッチですすんでいるがん対策は、日本の保健医療政策史上、重層的な国民運動の具現化という、新たな段階へ突入した、といえるのではなかろうか。

国や都道府県の計画は、かなり急ピッチでの作業によって策定されたばかりであり、具体的な施策や事業をどのように展開していくべきか、また、国民・患者参画によりすすんできたこれまでの流れをどう実現にむすびつけていくのかということなどについては、さらなる議論や経験の積み重ねが必要である。そして、医療制度改革における一連の施策（医療費適正化、特定健康診査・特定保健指導、療養病床の再編成・転換、後期高齢者医療制度等）、他の関連する計画（医療計画、健康増進計画、介護保険事業計画等）との整合性を図りつつ、特に地域レベルで、がん対策をどのように推進、実行していくべきか、その具体的な方策や課題について検討していかなければならない。

本特集では、国、地方公共団体におけるがん対策の現状と課題、がん対策の関係機関の役割等に関して、様々な立場から論述していただき、新たなスタートを切ったがん対策の今後の発展の可能性を模索するきっかけになればと考えています。